

令和4年度における地方消費税の引上げに伴う対応

地方消費税（当初予算額約676億円（都道府県間清算及び市町村交付金交付後））のうち、税率引上げ（1%→1.7%→2.2%）に伴う増収額約370億円については、全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当。

※消費税及び地方消費税：税率10%（国7.8%、地方2.2%）

（単位：百万円）

[区 分]	
（歳入）地方消費税の税率引上げに伴う増収額	37,008
（歳出）社会保障施策に要した経費合計	179,579
（うち一般財源）	158,998
（参考）地方消費税の税率引上げに伴う増収額の充当内訳	
○医 療	9,696
○介 護	7,641
○少 子 化 対 策	12,043
○その他社会保障施策	7,628
合 計	37,008
[主な事業]	
○医 療	
・国民健康保険基盤安定対策費負担金	1,902
（うち低所得者保険料軽減措置の拡充等	1,902）
・後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	1,155
（うち低所得者保険料軽減措置の拡充	196）
・後期高齢者医療給付費負担金	2,965
・予防費（特定疾患治療研究費等）	1,015
・地域医療介護総合確保基金積立金（医療分）	764
・小児、妊産婦等医療費助成事業費	1,364
○介 護	
・介護保険費（介護給付費負担金等）	5,581
（うち介護報酬改定による介護職員の処遇改善等	1,276）
・地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）	534
・介護保険低所得者保険料軽減負担金	764
○少子化対策	
・子ども・子育て支援新制度関連事業費	10,651
（うち幼児教育・保育の無償化対応分	4,300）
・多子世帯保育料軽減事業費	508
○その他社会保障施策	
・障害福祉援護費（自立支援給付費等）	6,976